

「地域自殺対策緊急強化基金（仮称）」の概要

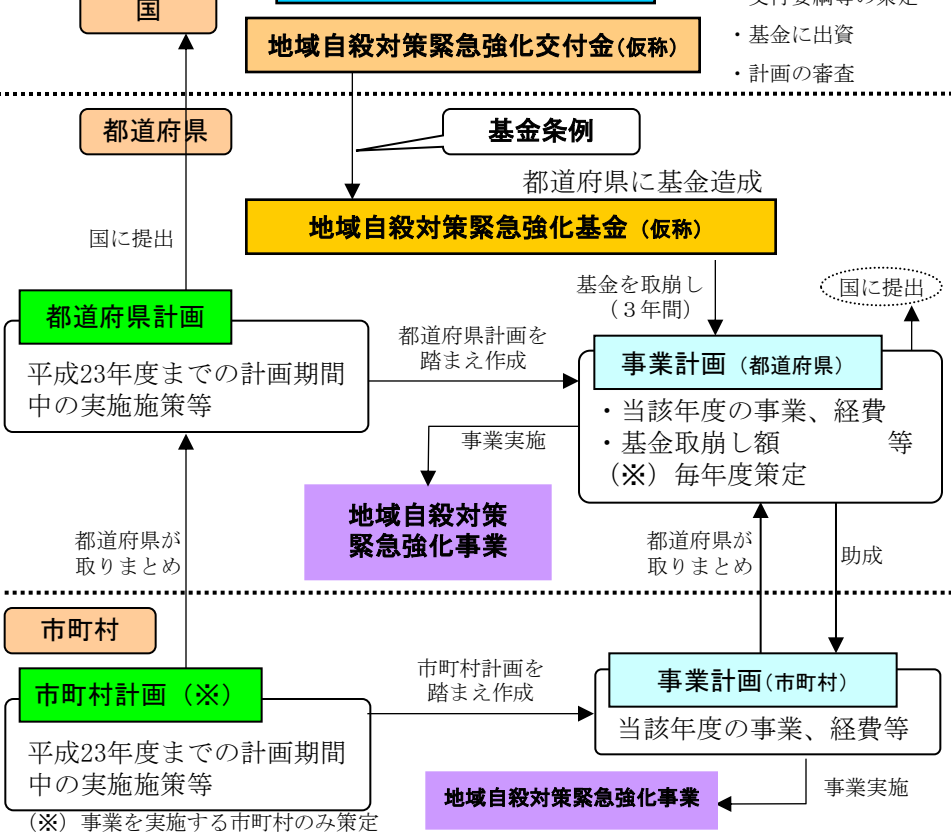
現状と課題

- 自殺者数は、平成10年以降11年連続3万人超（平成20年は32,249人[警察統計]）
- 現下の厳しい経済情勢を踏まえ、追い込まれた人に対するセーフティネットとして、地域における自殺対策の強化が喫緊の課題

事業の実施

- 都道府県に当面の3年間の対策に係る「地域自殺対策緊急強化基金（仮称）」（※）を造成。相談体制整備及び人材養成等を緊急に実施
 - 地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体の対策や民間団体の活動等の支援により、「地域における自殺対策力」を強化
 - 国は事業メニューを提示し、都道府県が地域の実情を踏まえて実施事業を選択するメニュー方式
- （※）詳細は調整中【予算額：100億円（≒47（都道府県）×7千万円×3年間）、補助率：10/10（地方負担なし）、時期：21年度から23年度までの3年間で実施】

事業スキーム



事業メニュー

- ①対面型相談支援事業**
関係行政機関や民間団体が専門家を活用した自殺対策のための「包括支援相談」(※)を実施するなど相談支援体制を強化
(※) 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家による失業、倒産、多重債務問題等の相談について、心の健康相談とともに実施
 - ②電話相談支援事業**
関係行政機関や民間団体が行う電話相談事業の充実
 - ③人材養成事業**
自殺を考えている人、自殺未遂者等自殺の危険性の高い人、自殺者の遺族等に対し、適切な対応・支援を行う人材(※)の養成
(※) 市区町村、精神保健福祉センター、保健所、ハローワーク、消費生活センター、民間団体の相談担当者等を養成
 - ④普及啓発事業**
国民一人ひとりが自殺予防のために行動（「気づき」「つながり」「見守り」）できるようにするための広報啓発を実施
 - ⑤強化モデル事業**
地域における自殺対策を緊急に強化するための事業(※)を実施
(※) ハイリスク地におけるパトロール活動の支援、一時的避難場所（シェルター）の提供、遺族のための分かち合いの会の運営支援等、その他地方公共団体が独自に取り組む事業
- (注1) 実際に行う事業内容は、都道府県が地域の実情を踏まえ、選択
(注2) 各府省で実施する既存の自殺対策事業は、本基金事業の対象外